

令和3年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和3年11月8日

担当部・課：財務部資産税課〔内線3112〕

① 件名	固定資産税及び都市計画税の課税免除等に関する法改正に伴う関係条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>本市では、固定資産税及び都市計画税の課税免除並びに不均一課税についての特例措置を、石巻市市税特別措置条例において規定している。</p> <p>「東日本大震災復興特別区域法」等の改正のほか、「過疎地域自立支援特別措置法」が令和3年3月31日で失効し、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日から施行された。</p> <p>【目的】</p> <p>法律の施行並びに改正に伴い、石巻市市税特別措置条例の一部について整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号） 原子力発電施設等立地区域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号） 石巻市市税特別措置条例（令和3年条例第2号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和3年3月 過疎地域自立支援特別措置法廃止 4月 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行 復興庁設置法等の一部を改正する法律施行</p>
⑤ 主な内容	<p>「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴い、取得価格要件等の見直しの実施と固定資産税の課税免除の対象業種に情報サービス業等を追加する。</p> <p>併せて、石巻市市税特別措置条例における関係法令の改正に伴う条文を整理する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <p>関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。</p>
⑧ 今後の予定及び施行年月日	<p>令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市市税特別措置条例の一部改正について提案 （公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用させる）</p>
⑨ その他	